

京都労働局発表
平成23年5月31日(火)
午前10:00解禁

経済記者クラブ資料配付

担当	京都労働局職業安定部
	職業安定課長 奥村 誠治
	地方労働市場情報官 鈴木 正和
	電話 075-241-3268

京都府内の雇用失業情勢（平成23年4月分）とトピックス

（求人倍率・資料1）

平成23年4月の有効求人倍率（季節調整値）は、0.62倍と前月より0.03ポイント低下した。3か月ぶりに前月を下回ったが、7か月連続で0.6倍台となった。

新規求人倍率（季節調整値）は、前月より0.14ポイント低下の0.93倍となり、4か月ぶりに1倍を下回った。

（求人数・求職者数・資料1）

有効求人数(原数値)は、35,750人（全数）で前年同月比7.5%増加した。

有効求職者数(同)は、63,415人（全数）で前年同月比7.4%減少した。

新規求人数(原数値)は、12,745人（全数）で前年同月比6.8%減少した。
内訳は一般が7,591人で同7.3%増、パートは5,154人で同21.9%減少した。

新規求人数（全数）を主要産業別に前年同月比で見ると、建設業が1.1%増、製造業が8.3%減、運輸・通信・郵便業が18.3%増、卸売業が0.8%減、小売業が0.5%減、宿泊業・飲食サービス業が35.7%減、医療・福祉・教育・学習支援が8.8%減、サービス業（宿泊業・飲食サービス業を除く）が6.4%減となった。

製造業の内訳で主なものは食料品・飲料・たばこ・飼料製造業が15.9%減、繊維工業が14.5%減、はん用・生産用・業務用機械器具製造業が0.4%減、電気機械器具・情報通信機器・電子部品・デバイス・電子回路製造業が32.4%減となった。

新規求職者数(原数値)は、18,516人（全数）で前年同月比5.8%減少した。
内訳は、一般が11,717人で同8.4%減、パートは6,799人で同1.1%減少した。

また、一般のうち常用を希望する者は11,705人であり前年同月比8.4%減少し、求職の態様別状況は、事業主都合離職2,761人（対前年同月比20.4%減）、自己都合4,144人（同14.5%減）、定年等579人（同27.8%減）、在職者2,020人（同9.0%減）、無業者2,201人（同51.7%増）となっている。

全数とは一般及びパートの合計であり、常用とは、一般及びパートから臨時・季節を除いたもの。

有効求人・求職に占める正社員の状況（資料2）

正社員を募集する有効求人数は16,805人で、前年同月比で15.5%増加した。
正社員を希望する有効求職者数は43,279人で、前年同月比で8.6%減少した。
このため、正社員の有効求人倍率は0.39倍で、前年同月より0.08ポイント上昇した。

有効求人に占める正社員の比率は47.0%で、前年同月より3.2ポイント上昇した。

トピックス

平成23年度京都雇用施策実施方針を策定（資料3）

京都労働局と京都府が一体となり、府内の雇用情勢に即した雇用対策に迅速に取り組んでいくために、「京都雇用施策実施方針」を策定しました。

平成23年度「企業内人権啓発推進員研修会、学卒求人説明会」及び「京都府企業内人権問題啓発セミナー」の開催（資料4）

雇用保険法及び労働保険徴収法の一部が改正されました。（資料5）

平成23年度労働保険の年度更新の手続きを開始します。（資料6）

高年齢者・障害者雇用状況報告の調査が始まります。（資料7）

主要雇用指標の推移(パートを含む)

資料1-1

有効求人・求職の状況

	有効求人倍率	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数
	季節調整値	原数値		
平成22年4月	0.53	0.49	33,246	68,484
5月	0.54	0.48	31,564	66,153
6月	0.55	0.49	31,967	64,645
7月	0.56	0.51	31,165	61,107
8月	0.57	0.54	32,172	59,722
9月	0.58	0.59	34,897	59,517
10月	0.60	0.63	37,287	59,153
11月	0.61	0.66	37,263	56,410
12月	0.62	0.68	35,157	51,972
平成23年1月	0.61	0.67	35,664	52,922
2月	0.63	0.70	38,348	55,176
3月	0.65	0.68	40,748	59,698
4月	0.62	0.56	35,750	63,415

[原数値による比較]

	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数
平成22年4月	0.49	33,246	68,484
平成23年3月	0.68	40,748	59,698
4月	0.56	35,750	63,415
前月差(比)	0.12	12.3	6.2
前年同月差(比)	0.07	7.5	7.4

[季節調整値による比較]

	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数
平成23年3月	0.65	37,733	57,679
4月	0.62	35,743	57,961
前月差(比)	0.03	5.3	0.5

新規求人・求職の状況

	新規求人倍率	新規求人倍率	新規求人数	新規求職者数
	季節調整値	原数値		
平成22年4月	0.96	0.70	13,673	19,663
5月	0.96	0.89	12,512	14,089
6月	0.94	0.88	12,869	14,606
7月	0.92	1.00	13,131	13,164
8月	0.98	1.00	13,150	13,114
9月	0.98	1.00	14,294	14,238
10月	1.00	1.17	16,280	13,908
11月	1.00	1.16	14,030	12,071
12月	0.95	1.18	11,885	10,078
平成23年1月	1.05	1.06	15,185	14,382
2月	1.09	1.08	15,741	14,519
3月	1.07	0.97	15,434	15,949
4月	0.93	0.69	12,745	18,516

[原数値による比較]

	新規求人倍率	新規求人数	新規求職者数
平成22年4月	0.70	13,673	19,663
平成23年3月	0.97	15,434	15,949
4月	0.69	12,745	18,516
前月差(比)	0.28	17.4	16.1
前年同月差(比)	0.01	6.8	5.8

[季節調整値による比較]

	新規求人倍率	新規求人数	新規求職者数
平成23年3月	1.07	14,391	13,410
4月	0.93	12,998	13,965
前月差(比)	0.14	9.7	4.1

注1) 平成22年12月以前の有効求人倍率と新規求人倍率の季節調整値については、季節調整替えにより公表値とは異なる場合があります。

注2) 「季節調整替え」とは、最新一年間で新たに得られた数値を過去のデータ系列に加えた上で、季節変動要素の見直しを行い、過去の季節調整値を再計算することをいいます。

京都府内の公共職業安定所別有効求人倍率の状況

(パートタイムを含む原数値)

		有効求人倍率	有効求職者数 (人)	有効求人数 (人)
南部地域	平成23年4月	0.56	55,908	31,240
	平成22年4月	0.48	59,610	28,861
	前年差(比)	0.07	▲ 6.2	8.2
うち 京都市地域	平成23年4月	0.59	45,377	26,770
	平成22年4月	0.51	48,209	24,793
	前年差(比)	0.08	▲ 5.9	8.0
北部地域	平成23年4月	0.60	7,507	4,510
	平成22年4月	0.49	8,874	4,385
	前年差(比)	0.11	▲ 15.4	2.9
合 計	平成23年4月	※ 0.62	63,415	35,750
	平成22年4月	※ 0.53	68,484	33,246
	前年比〔比〕		▲ 7.4	7.5

※合計欄の有効求人倍率は季節調整値

京都市地域	京都西陣	平成23年4月	0.61	22,361	13,649
		平成22年4月	0.52	24,152	12,491
		前年差(比)	0.09	▲ 7.4	9.3
	京都七条	平成23年4月	0.60	15,213	9,102
		平成22年4月	0.57	15,746	8,926
		前年差(比)	0.03	▲ 3.4	2.0
	伏 見	平成23年4月	0.52	7,803	4,019
		平成22年4月	0.41	8,311	3,376
		前年差(比)	0.11	▲ 6.1	19.0
南部地域	宇 治	平成23年4月	0.53	6,049	3,222
		平成22年4月	0.44	6,590	2,894
		前年差(比)	0.09	▲ 8.2	11.3
	京都田辺	平成23年4月	0.28	4,482	1,248
		平成22年4月	0.24	4,811	1,174
		前年差(比)	0.04	▲ 6.8	6.3
北部地域	福知山	平成23年4月	0.69	3,150	2,158
		平成22年4月	0.48	3,916	1,875
		前年差(比)	0.21	▲ 19.6	15.1
	舞 鶴	平成23年4月	0.49	2,140	1,050
		平成22年4月	0.53	2,457	1,307
		前年差(比)	▲ 0.04	▲ 12.9	▲ 19.7
	峰 山	平成23年4月	0.59	2,217	1,302
		平成22年4月	0.48	2,501	1,203
		前年差(比)	0.11	▲ 11.4	8.2

出張所分を含む

(参 考) 近畿の有効求人倍率(平成23年4月) ※下段は前月差

滋賀県	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
0.62	0.64	0.58	0.52	0.71
0.00	0.00	▲0.01	▲0.03	▲0.01

近畿計
0.62
▲0.01

正社員の職業紹介状況（京 都）

年 月	全体の有効 求人倍率 (季調値)	有効求人 (原数値)	有効求職 (原数値)	正社員(原数値)				
				有効求人倍率	有効求人	正社員比率	有効求職	正社員比率
平成22年 4月	0.53	33,246	68,484	0.31	14,548	43.8	47,365	69.2
平成22年 5月	0.54	31,564	66,153	0.31	14,170	44.9	45,182	68.3
平成22年 6月	0.55	31,967	64,645	0.33	14,401	45.0	43,844	67.8
平成22年 7月	0.56	31,165	61,107	0.34	14,372	46.1	41,942	68.6
平成22年 8月	0.57	32,172	59,722	0.36	14,806	46.0	41,114	68.8
平成22年 9月	0.58	34,897	59,517	0.38	15,498	44.4	40,641	68.3
平成22年10月	0.60	37,287	59,153	0.41	16,647	44.6	40,385	68.3
平成22年11月	0.61	37,263	56,410	0.45	17,176	46.1	38,590	68.4
平成22年12月	0.62	35,157	51,972	0.46	16,447	46.8	35,979	69.2
平成23年 1月	0.61	35,664	52,922	0.45	16,623	46.6	36,757	69.5
平成23年 2月	0.63	38,348	55,176	0.46	17,871	46.6	38,507	69.8
平成23年 3月	0.65	40,748	59,698	0.43	18,072	44.4	41,611	69.7
平成23年 4月	0.62	35,750	63,415	0.39	16,805	47.0	43,279	68.2

前年同月との比較

平成22年4月	0.53	33,246	68,484	0.31	14,548	43.8	47,365	69.2
平成23年4月	0.62	35,750	63,415	0.39	16,805	47.0	43,279	68.2
前年同月比(差)	0.09	7.5	7.4	0.08	15.5	3.2	8.6	1.0

「正社員」とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

平成23年度京都雇用施策実施方針の概要

平成23年5月
京都労働局

雇用施策実施方針策定の趣旨

平成19年8月に「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律」が施行され、地域の実情に応じて雇用対策を推進することとされた。

京都府内の雇用情勢に即した雇用対策を迅速に実施していくためには、京都府と京都労働局による行政が一体となった雇用施策を構築・実施していくことが重要である。

そのため、京都労働局は、平成23年度の労働局及びハローワークにおける雇用に関する施策について京都府知事の意見を聞き、「平成23年度京都雇用施策実施方針」を定め、府内の雇用対策に取り組んでいくこととする。

平成23年度 府内で取り組む雇用重点施策

1 厳しい雇用失業情勢に応じた対策の実施

東日本大震災の発生以降、厳しさの増した雇用失業情勢に対応するため、京都府と連携し、効果的な雇用施策を的確かつ迅速に推進する。

そのために、総合就業支援拠点である京都ジョブパークに設置された「ライフ&ジョブカフェ京都」等、各コーナーと密接な連携を図り、効果的に施策を展開する。

- ・ハローワークを拠点とした積極的就労・生活支援対策の実施
(求職者支援制度及び担当者制による就職支援)
- ・求職者ニーズを踏まえた求人の総量確保
- ・「ライフ&ジョブカフェ京都」における「福祉から就労」への総合的な支援の実施
- ・京都キャリアアップハローワークにおける就労支援機能の強化
- ・ワンストップ・サービス・デイの効果的な実施
- ・雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金による企業の雇用維持確保の支援
- ・「日本はひとつ」京都しごと会議における情報の共有化及び支援等の実施
- ・京都ジョブパーク「京都府パーソナルサポートセンター」との連携

2 新卒・若年者雇用対策の推進

新卒応援ハローワークを拠点として、「新卒者就活応援プログラム」による新卒者及び未就職卒業者等の支援体制の強化を図る。

- ・新規学卒者及び未就職卒業者に対する就職支援策の推進
- ・新卒者就職実現プロジェクトの推進
- ・若年失業者・フリーター等の就職支援、職場定着の推進
- ・京都ジョブパーク「若年者コーナー」との連携・共同による就職支援

3 子育てする女性等の再就職支援

マザーズハローワーク事業の充実を図り、京都府男女共同参画事業等と連携した取組を効果的に実施し、子育て女性や母子家庭の母等の就業支援を行う。

- ・マザーズハローワーク烏丸御池、宇治所マザーズコーナー及び京都七条所マザーズコーナーとのネットワーク構築による広域的支援体制の整備
- ・京都ジョブパーク「マザーズジョブカフェ」の女性再就職支援コーナー、母子自立支援コーナーとの連携・共同による再就職支援

4 高齢者、障害者等の雇用対策の推進

高齢者雇用確保措置の実施及び「70歳まで働ける企業」の普及の促進に努める。

- ・定年引上げ等による雇用確保措置を講じることによる雇用確保の推進
- ・65歳以上定年企業等の普及、「70歳まで働ける企業」推進プロジェクトの推進
- ・京都ジョブパーク「シニアコーナー」との連携・共同による就職支援

障害者雇用の達成企業割合の増加に向けた指導の徹底及び一人不足企業等での就職促進を図る。

- ・雇用率達成指導の厳正な実施
- ・積極的な求人開拓、各種支援制度などを活用した求職者の個々の状況に合わせたきめ細かな就職支援
- ・京都ジョブパーク「はあとふるジョブカフェ」との連携・共同による就職支援

5 雇用機会の創出

地域の求職者等の雇用機会を創出する取組を支援するとともに、非正規労働者、不安定就労者等の一時的な雇用・就業機会の創出等を図る「緊急雇用創出事業」について京都府・市町村と連携し雇用創出を図る。

- ・「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の活用
- ・京都ジョブパーク（求職者総合支援センター）及び北部サテライトにおける連携・共同による就職支援

府・局が共同で取り組む雇用施策の数値目標

第3次京都府雇用創出・就業支援計画に基づき「常用雇用4万人の就業」を目指す。

（平成22年度から平成25年度までの4年間）

京都府障害者就労支援プランに基づき障害者雇用率2%を目指す。

（平成23年度から平成25年度までの3年間）

平成23年度「企業内人権啓発推進員研修会、学卒求人説明会」及び
「京都府企業内人権問題啓発セミナー」の開催について

京都労働局(ハローワーク)では、応募者の適性・能力に基づく公正な採用選考が図られるように、事業所に対して「企業内人権啓発推進員研修会」を開催し啓発を行っており、今年度も学卒求人手続を説明するための「学卒求人説明会」と併せ、下記の日程で開催します。

なお、本研修会は、京都府が人権意識の高揚を図るため、企業の人事担当者を対象として開催する「京都府企業内人権問題啓発セミナー」も併せて開催しています。

記

開催日時	会 場	管轄安定所
6月 6日(月)	京都染織会館・シルクホール	京都西陣
6月 8日(水)	京都テルサ・テルサホール	京都七条
6月 9日(木)	パルティール京都	伏見、宇治、京都田辺
6月13日(月)	舞鶴グランドホテル	福知山、舞鶴、峰山

*開催時間は、舞鶴グランドホテルが13時30分～15時30分で、
その他の会場は、14時30分～16時20分です。

雇用保険法及び労働保険徴収法の一部を改正する法律の概要

最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、失業等給付の充実を図るとともに、失業等給付に係る保険料率を引き下げる等の改正を行う。

1. 失業等給付の充実

(1) 賃金日額の引上げ

失業者に対する「基本手当」の算定基礎となる「賃金日額」について、直近の賃金分布等をもとに、法定の下限額等を引上げ

(例) 賃金日額の下限額: 「2,000円」 「2,320円」に引上げ → 基本手当日額: 「1,600円」 「1,856円」

(2) 安定した再就職へのインセンティブ強化

早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」について、給付率の更なる引上げ

- ・給付日数を1/3以上残して就職した場合: 給付率30% 40%(現在の暫定措置) 50%(恒久化(改正後))
- ・給付日数を2/3以上残して就職した場合: 給付率30% 50%(同 上) 60%(同 上)

就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について、給付率の暫定的な引上げ(30% 40%)の恒久化

2. 保険料率の改定 (労働保険徴収法)

失業等給付に係る法定の保険料率を、「1.6%」から「1.4%」に引下げ

- ・平成24年度以降の保険料率は、弾力条項を用いて、下限の「1.0%」とすることが可能

[注:平成23年度の保険料率は、現行制度の下限である「1.2%」(告示)]

3. 国庫負担に関する暫定措置の廃止時期の見直し

雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

平成23年度 労働保険の年度更新の手続

6月1日(水)～7月11日(月) までにお願ひします

- 平成21年度から年度更新の手続は、6月1日から7月10日（平成23年度は7月10日が日曜日のため7月11日）までの間に行っていただくことに変更になりました。
- 労働保険料の算定方法は、4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります。

（算定対象期間）

平成22年度確定保険料…平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

平成23年度概算保険料…平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

- 労働保険料を延納（分割納付）する場合の納付期限については以下のとおりとなります。
（平成23年度）

	3回分割			6/1～9/30までに成立した事業場	
	第1期（初期）	第2期	第3期	第1期（初期）	第2期
期間	4.1～7.31	8.1～11.30	12.1～3.31	成立した日～11.30	12.1～3.31
納期限	7月11日	10月31日	翌年1月31日	成立した日から50日	翌年1月31日

※ 納期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が納期限となります。

※ 概算保険料総額が40万円以上（労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上）又は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合に延納することができます。

- ① 労働保険事務組合の皆様は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ原則として11月14日、翌年2月14日となります。

また、労働保険事務組合に委託している事業場の皆様は、労働保険事務組合の指定する期限までとなります。

- ② 一般拠出金は、平成22年度賃金総額に1000分の0.05（昨年度と同率）を乗じた額を申告・納付してください。
- ③ 年度更新の時期が社会保険の算定基礎届の提出時期と重なりますので、手続の準備はお早めをお願いします。
- ④ 従業員の方の雇用保険加入手続は、別途、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）への届出が必要です。

- ご不明な点がございましたら、京都労働局労働保険徴収課・管轄労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

高年齢者・障害者雇用状況報告の調査が始まります。

企業は、毎年6月1日現在の高年齢者と障害者の雇用状況を管轄の公共職業安定所を經由して労働大臣に報告することが「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」により義務付けられています。

高年齢者雇用状況報告書は、事業主の定年・高年齢者雇用確保措置に係る指導等や高年齢者雇用施策の企画立案等に活用しています。

障害者雇用状況報告書は、企業における障害者の雇用の状況を把握するためにご報告いただくものです。障害者雇用率は1.8%(一定の特殊法人等については2.1%)となっています。